

市民農園追加入園者募集

●応募条件

◇市内在住で家族・同居者も含め、市民農園の利用が無い人

◇留意事項を守ることができる人

●募集農園（募集区画数）

◇牛頸ダム通り（5）

※入園は8月1日（火）から

※区画の場所は選べません。

※区画番号が小さい順から抽選します。

●使用料

◇1区画（約30㎡）の場合、年間3千円

●応募方法

往復はがき（1世帯につき1農園1区画の申し込みのみ。）

※利用者の名前で申し込んでください。

※補欠待機者も応募できますが、現在の補欠待機順番は無効となります。

◇往信はがき表面 〒816-8510 大野城市曙町2-2-1 大野城市役所産業振興課

◇往信はがき裏面 応募者の氏名（ふりがな）・郵便番号・住所・電話番号・希望農園（1箇所）

◇返信はがき表面応募者の郵便番号・住所・氏名

◇返信はがき裏面 何も記入しない。

●応募期限 7月7日（金）（必着）

●市民農園利用上の留意

◇家族と共同で行うものを除き契約者以外の利用は禁止◇駐車場はないので、車の来園はできません◇ごみは各自で責任を持って処分してください

◇農作業に必要な水は各自で確保してください

●抽選会日時 7月11日（火）午後2時

※抽選結果は、応募者全員に通知します。

●問い合わせ先 産業振興課 ☎（580）1894

特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）の登録制度

道路交通法の改正により、7月から一定の要件を満たす電動キックボードなどが、特定小型原動機付自転車として、登録制度が始まります。

公道走行の有無に関わらず車両を所有する場合は、ナンバープレートの交付申請手続きを行ってください。

●対象車両 電気モーターを動力源とし、次の要件の全てに当てはまるもの

◇原動機の定格出力が0・6キロワット以下であること

◇長さ1・9メートル以下で、幅0・6メートル以下であること

◇最高速度が20キロメートル毎時以下であること

◇税率（年額） 2000円（令和6年度から課税）

◇交付申請に必要な書類 ◇対象車両に当てはまること分かる書類（販売証明書などの記載がある場合は省略可）◇販売証明書または譲渡証明書◇本人確認書類

●道路走行上の取扱い 公道を走行するには、保安基準に適合している必要があります。保安基準については、国土交通省のホームページを確認してください。

●問い合わせ先 市税課市民税担当 ☎（580）1827

軽自動車税納税証明書（継続検査用）の郵送廃止

令和5年1月から車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

それに伴い、三輪・四輪の軽自動車税を口座振替・スマホ決済アプリで納付をした人への軽自動車税納税証明書（継続検査用）の郵送を廃止しました。

排気量250cc超の二輪車は、車検時の納税証明書の提示が必要であるため、従来どおり郵送します。

詳しくはホームページを確認してください。

●問い合わせ先 納税課納税管理担当 ☎（580）1832

●手数料 10キロにつき110円（10キロ未満は10キロで計算）

●受付時間 午前9時～正午・午後1時～4時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※毎月第3日曜日は受け付けています。

◇ごみ全般について 循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当 ☎（580）1889

燃やさずにリサイクルしています せん定枝・刈草・廃木材の出し方

多量のせん定枝・刈草・廃木材（建築材などの産業廃棄物を除く）が出たときは、大野城環境処理センターに持ち込んでください。

●問い合わせ先 大野城環境処理センター「大字牛頸」 ☎（596）5943

◇ごみ全般について 循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当 ☎（580）1889

15

2023年7月1日号

大野城市役所 〒816-8510 大野城市曙町2-2-1 コールセンター・(代)☎(501)2211 ㊟(501)2394

QRコード

市ホームページ